

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十月二十九日
第七百五十七號

火曜日

本報ノ大キクハ規定規格5A列

◇鳥取縣令第八十號

左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十二年十月二十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

年 月 番 號

件 名

明治三十九年五月 鳥取縣令第八號

寄附金募集ノ爲メ
清韓國渡航者派遣
者屈出事項ノ件

昭和四年四月 鳥取縣令第三十五號

興行者組合規則

昭和十九年四月 鳥取縣令第二十四號

映畫法施行細則

告 示

◇鳥取縣告示第四百五十三號

東伯郡鐵山耕地整理組合長、同副長左の通選任の件昭和二十一年十月二十九日

十一月十月二十二日認可せり。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

東伯郡大誠村大字島

組合長 飲 田 卷 藏

東伯郡榮村大字岩坪

組合副長 德 山 勝 藏

◇鳥取縣告示第四百五十四號

食糧管理法施行規則第一條ノ三により昭和二十一年產米及び甘藷の賣渡期日を次のやうに定める。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

米 穀 昭和二十二年三月三十一日

甘 藷 昭和二十一年十二月三十一日

鳥取縣告示第四百五十五號

食糧管理法施行規則第二條により昭和二十一年産米穀につき證印の表示を受ける期間及び管理米の寄託等を次のやうに定める。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、證印の表示は昭和二十二年三月三十一日までに行ふこと。

二、管理米は速かに市町村農業會の指示する政府指定倉庫にこれを寄託することとし收用力等の關係上右に依り難きときは市町村農業會の指示に依り生産者自ら保管すること、但し生産者自ら保管した場合に於ても事情の許す限り速かに倉庫に寄託すること。

鳥取縣告示第四百五十六號

物價統制令第四條の規定により本縣における料理飲料等の統制額を次のやうに指定した。

昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百二十三號(飲食料金指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

(一) 飲食料金最高額

店舗 一人一回 料理 杯又は一串 飲料等は 一杯又は 最高額

一級 五〇圓 一〇圓 五圓

二級 四〇圓 八圓 四圓

三級 二五圓 五圓 三圓

(二) (一)の店舗の級別は鳥取縣飲食店統制組合の申請により知事これを決定する。

(三) (一)の店舗の級別のない業者(鳥取市、米子市、倉吉町、境町に所在する鳥取縣旅館統制組合員は除く)が販賣する場合の料金は三級店の料金の五割下げとする。

(四) (一)の料金には税金を含まない。

(五) 本表料金は外食券食堂で外食券と引換にする場合は適用しない。

(六) 本表料金は地方鐵道局長の指定する者が鐵道驛構内で販賣する場合は適用しない。

彙報

官廳事項

○昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件

昭和二十一年勅令第三百一十一號(聯合國占領軍の占領目的に有害なる行為に對する處罰等に關する勅令)施行につき國民の知らなければならぬ聯合國最高司令官の發した指令に關する件

右勅令は昭和二十一年六月十二日公布され同年七月十五日より施行せられたについて右施行以前發せられた聯合國最高司令官の日本政府に對する指令のうちで廣く一般國民がその内容を知り違反をせぬやう注意しなければならぬものにつき其の全文を發表する。

指令第二號「エー・ピー・オー」五〇〇

昭和二十年九月三日

第一部 總則

一、イ 日本帝國政府及日本帝國大本營は茲に本指令に掲ぐる聯合國の最高司令官の要求を各場合に從ひ自ら

鳥取縣告示第四百五十七號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險者の指定するものとして左の通り指定する。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所所在地 診療所名 指定年月日

岩美郡宇保野村宇保野 國立鳥取病院 昭和二十一年五月一日

米子市皆生 國立鳥取病院皆生分院 同

鳥取縣告示第四百五十八號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く包括的指定病院中左の通り指定を取消す。

昭和二十一年十月二十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所 包括指定 指定取消事由 指定取消年月日

岩美郡宇保野村 國立鳥取病院 別途保險者の指定するものとして指定せられたるものによる 昭和二十一年五月一日

00114

遵守し又はこれが遵守を確保することを指定せらる。

□ 本指令並に之に基き必要なりと認めらるるに至ることあるべき日本帝國政府及日本帝國大本營の敷衍的訓令は日本國本土並に馬島、北緯三十八度以南の朝鮮及硫球諸島を含む隣接沿岸諸島に在る日本國の及日本國の支配下に在る軍隊並に當該行政機關に適用せらるべし。

ハ 本指令に依り課せられたる要求は其の適用範圍内に於ける指定目的に付聯合國最高司令官の占領軍の迅速且つ秩序ある定駐を容易ならしめ且確保すること。並降伏條件の秩序ある遵守を確保するに必要なりと認めらるる日本國軍隊の武装解除及復員に對し一定の統制を設けることを目的とす。

ニ 追加要求事項は前記目的を達成する爲必要なりと認めらるるに從ひ時々之を課するものとす。

二、イ 本指令に使用せられたる「日本國軍隊」なる語は一切の日本國の及日本國の支配下に在る陸軍及海軍を謂ひ、其の空軍、補助機關及準軍事組織並に前記

の何れかに依り雇傭せられ又は之に附屬する一切の者を含む、但し普通警察を含まざるべし。

□ 本指令に使用せられたる「聯合軍代表者」なる語は、占領軍指揮官又は聯合軍最高指揮官の委任に基き行動する下級指揮官參謀將校若は機關を謂ふ。

三、聯合國最高司令官兼合衆國太平洋陸軍最高司令官は、本指令の一部と看做さるべき附屬書「一」たる地圖に詳細に示さるる日本國本土並に北緯三十八度以南の朝鮮の諸區域に於ける占領軍指揮官を指名せり、右指揮官に依り若は其の委任に基き發せらるる一切の命令及訓令は示されたる區域内に於ては聯合國最高指揮官の權限に依りするものと看做さるべし。

四、聯合國最高司令官の權限に依り發せらるる一切の布告、命令及訓令の正文は英譯に依るべし、日本語の翻譯文も發せられ相違發生する場合に於ては英譯の本文に據るものとす、發せられたる何れかの訓令の意義に關し疑義發生するときは發令官憲の解釋を以て最終的のものとする。

00115

五、日本國軍隊の一切の機構、部隊又は分隊の指揮官は聯合軍代表者に依り發せられ且右日本國の指揮官の責任の範圍内に於て適用せらるる訓令の迅速且完全なる遂行に付個人的に責任あるものと聯合國最高指揮官又は當該占領軍指揮官に依り認めらるべし。

六、別段の明示なき限り本指令に掲ぐる時間制限は日本帝國大本營に依る、本指令の受領の時より起算せらるる要求せられたる報告は英語に依り提出せらるるものとす。

第二部 日本國軍隊

一、日本國大本營は附屬書「一」たる地圖に示さるる所に從ひ管轄の境界を日本國第一總軍に付ては合衆國第八軍に符合せしむる様、又日本國第二總軍に付ては合衆國第六軍に符合せしむる様遲滞なく調整するものとす。

二、イ 日本國第一總軍指揮官は合衆國第八軍の責任區域への占領軍の進入に關する訓令を俟つ爲東京區域に依る合衆國第八軍指揮官に依り指示せらるる時及場所に於て右指揮官と自ら連絡するものとす。

□ 日本國第二總軍指揮官は合衆國第六軍の責任區域

への占領軍の進入に關する訓令を俟つ爲合衆國第六軍指揮官と「ラヂオ」に依り連絡なく連絡するものとす。「ラヂオ」に依る最初の連絡は聯合國最高司令官の施設に依り又爾後の直接連絡は合衆國第六軍の指揮官が指示する所に從ひ行はるるものとす。

ハ 京城に在る日本國第十七區域軍指揮官は豫め日本帝國大本營に傳達せらるる訓令に從ひ、北緯三十八度、南の朝鮮への合衆國占領軍の進入に關する詳細なる訓令を俟つ爲朝鮮合衆國軍隊指揮官（合衆國第二十四軍團指揮官）と連絡すべし。

ニ 日本帝國海軍軍令部總長の先任代表者は合衆國海軍部隊の日本國本土及朝鮮の水陸、海軍建造物への進入に關する訓令を俟つ爲聯合國最高司令官の東京區域に依る指定海軍代表者に依り指示せらるる時及場所に於て右代表者と自ら連絡するものとす。

ホ 琉球諸島に在る日本國指揮官は合衆國軍隊に依る右諸島の占領に關する合衆國第一軍指揮官より直接訓令を適なる時に於て受くるものとす。

01100

01100

三、日本帝國大本營は要求ありたる時聯合國軍最高司令官に對し左記を提出するものとす。

イ 日本帝國大本營の並に其の一切の部、局及機構の現位置に關する詳細なる情報、位置は縮尺六十萬分の一より小ならざる地圖上に正確に之を標示するものとす。

帝國大本營の部局及機關の完全なる公の名稱及宛先は右の各の部局又は機關の先任將校又は官吏の姓名及擔任事務又は官職と共に之を示すものとす。

師團及獨立旅團並に右に相當する海軍部隊に至る迄の指揮系統を示す日本國軍隊の詳細なる組織圖。

四、日本帝國大本營は各總軍、區域軍、軍、師團、獨立旅團(一切の種類のもの)及獨立聯隊(一切の種類のもの)並に右に相當する海軍部隊に關する左の情報を聯合國最高司令官に對し遲滞なく提供するものとす。

- イ 名稱並に暗號呼出名及番號
- ロ 本營の特定の位置
- ハ 指揮官の姓名

ニ 原隊の所在地

ホ 組織上の兵力表

ヘ 現兵力(兵力の報告が受領せられたる最近の日に於けるもの)

五、イ 日本國軍隊の武装解除に關する「一般命令第一號(陸海軍)」第一項の規定の實施に關しては日本帝國大本營は日本國軍隊に依る右武装解除の完全且無條件の履行に付引續き責に任すべし。

ロ 占領軍への武装の引渡に關する詳細なる訓令は左の者に依り當該日本國指揮官に對し直接與へらるものとす。

(一) 合衆國陸軍に依り引取らる、彈藥手持品、日本國陸軍の武器並に海軍艦船及商船並に其の武器に付ては各自の責任區域に於ける合衆國第八軍指揮官、合衆國第六軍指揮官及朝鮮派遣合衆國軍隊指揮官。

(二) 合衆國海軍に依り引取らる、海軍艦艇、沿岸建設物、需品及武装に付ては聯合國最高司令官

00117

の各指定海軍代表者。

六、イ 日本帝國大本營は一切の日本國軍隊の迅速にして秩序ある復員を行ふべし

ロ 復員手續は復員部隊の監督、人員の除隊率及指定を含み部隊が復員せらるべき區域に在る占領軍指揮官の監督を受くるものとす。

七、日本帝國大本營は復員の終了迄日本國軍隊の維持及經理を繼續すること並に聯合軍代表者に依り責任を解除せらる、迄一切の記録及文書を維持し及保存することに付責に任す。

八、日本帝國大本營は左の趣旨の訓令を發すべし。

イ 左の事業は遲滞なく之を完成すべし。

(一) 一切の港及碇泊所に於ける防材に依る一切の防禦施設は之を開放し置くものとす、右防禦施設は十四以内に之を撤去するものとす。

(二) 一切の港及碇泊所に於ける一切の制御機雷原は、之が連絡を斷ち且無害たらしむるものとす。

(三) 一切の港及碇泊所、工作物内に在る一切の破壊

装置は之を撤去し又は無害たらしめ且其の位置は明瞭に之を標示するものとす。

ロ 一切の航海及航空を便ならしむる一切の施設は之を復活す、右事業の完成に至る迄は現在の戰時航空照明式は之を維持するものとす、但し一切の滅光燈は全光度を以て之を掲ぐるものとす。

ハ 一切の水先案内業務は引續き之を營み且一切の水先案内人は海圖を携帯し其の平常の職場に在りては待機すべし。

ニ 海港及空港の作業に關係ある日本人職員は追て指示ある迄は其の職場に留め其の平常の任務を引續き遂行すべし。

ホ 一切の軍艦及商船は港にあると海上に在るとを問はず直に一切の武器を船の背尾線に副はしめ之を使用不能ならしむべし。

九、日本帝國大本營は日本國の軍艦、補助艦、商船及他の船舶の一切の乗員が聯合國の各代表者に依り別段の要求を受くる者を除くの外追て訓令ある迄船内に留ることを

01100

00116

81100

命すべし。

十、日本國大本營は聯合國最高司令官に對し遲滞なく左記を引渡すものとす。

イ 日本及朝鮮の水域に於ける沿岸護送航路及探索濟の水路並に浮標、照明燈及他の航海を便ならしむる施設に關する詳細。

ロ 日本國海軍省に最近報告せられたる海軍用彈藥手持品並に汽罐(「ディーゼル」式「ガソリン」使用及石炭使用のもの)を含めたる海軍用燃料手持品に關する詳細なる表。

ハ 一切の病院船の位置、状態及病床收容力を示す表。

ニ 日本國本土及隣接諸島、琉球諸島、支那、朝鮮並に日本人に依り占領せられ居る他の地域を包含する一切の航海圖及航路圖並に一切の種類の水路學的出版物中最近出版のもの各十部。

ホ 「マリアナ」諸島及「カロリン」諸島に關する三角測量及潮汐に付ての資料。(「データ」)

十一、日本帝國政府及日本帝國大本營は聯合國最高司令官

に對し十一日以内に左の地圖及書類を引渡すものとす。

イ 日本帝國大本營、日本國參謀本部及帝國陸地測量部の權限に基き發行せられたる日本、支那、朝鮮及滿洲並に日本國陸軍及海軍の軍隊に依り占領せられ居る他の一切の區域に關する一切の縮尺及種類の最近版の地形學的地圖各二部地圖は、縮尺別及區域別に各別の圖案に依り之を整理すべく且之に各圖案の内容を示す圖解式索引を附すべし。日本帝國大本營及其の從屬機關の所有する右地圖の一切の追加圖葉は聯合國最高司令官より其の最後の處分に關し追て指示ある迄之を安全に保管すべし。

ロ 日本、朝鮮、支那及滿洲並に日本陸軍及海軍の軍隊に依り占領せられ居る他の一切の區域の地形測量に關聯して建設せられたる三角標及據點標の測量上の位置及記述の一切の記録各二部。

ハ 日本國軍隊が「マニラ」占領中に函獲したる「フィリッピン」諸島に關する一切の測量資料。(「データ」)

十二、本指令に包含せらるる區域中の何れの位置に在るを問はず一切の機雷及其他の陸路、海路及空路に依る行動に對する障害物を明瞭に標示する爲即時の手段が執らるるものとす。

十三、日本帝國大本營は一切の掃海艇が直に所定の武装解除の措置を遂行し必要なる燃料を補給し且掃海任務に利用し得る如く保存せらるることを確保するものとす。日本及朝鮮の水域に在る水中機雷は聯合國最高司令官の指定海軍代表者の指示する所に従ひ除去せらるるものとす。

十四、日本國の一切の地雷、地雷原及破壊装置、隠蔽爆發物、落下良を含む其の他の障礙物は之を安全ならしめ能ふ限り早期に之を撤去すべし。

右作業の完了迄は一切の安全通路は明瞭に之を表示し且之を開放し置くべし。

十五、日本帝國政府及日本帝國大本營は左記を確保するものとす。

イ 聯合國最高司令官の要求あるときは左記に關する

完全なる情報を提供する爲準備が爲されること。

(一) 海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設を含む一切の對外國際電氣通信施設。

(二) 北海道、本州、四國、九州、朝鮮及臺灣並に琉球諸島の主要なる地点の間を連絡する一切の最距離及幹線電氣通信施設。

ロ 本指令に包含せらるる區域内に在る一切の國際及國內電氣通信施設(海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設を含む)は現状の儘之を維持し現在人員(陸軍、海軍及非軍人をたると陸海非海軍若くは非軍人の何れたるを問はず)

ハ 情況が必要なりとする檢閲及監督の爲聯合國最高司令官の代表者の要求ある場合には前記の施設に入することを得しむること。

ニ 政府、非軍事、軍の信號、通信機關の首席代りたる場合は聯

命すべし。
 十、日本國大本營は聯合國最高司令官に對し遲滞なく左記を引渡すものとす。

イ 日本及朝鮮の水域に於ける沿岸護送航路及探索済の水路並に浮標、照明燈及他の航海を便ならしむる施設に關する詳細。

ロ 日本國海軍省に最近報告せられたる海軍用彈藥手持品並に汽罐(「ディーゼル」式「ガソリン」使用及石炭使用のもの)を含めたる海軍用燃料手持品に關する詳細なる表。

ハ 一切の病院船の位置、状態及病床收容力を示す表。

ニ 日本國本土及隣接諸島、琉球諸島、支那、朝鮮並に日本人に依り占領せられ居る他の地域を包含する一切の航海圖及航路圖並に一切の種類の水路學的出版物中最近出版のもの各十部。

ホ 「マリアナ」諸島及「カロリン」諸島に關する三角測量及潮汐に付ての資料。(「データ」)

十一、日本帝國政府は日本帝國大本營は聯合國最高司令官

に對し十一日以内に左の地圖及書類を引渡すものとす。

イ 日本帝國大本營、日本國參謀本部及帝國陸地測量部の權限に基き發行せられたる日本、支那、朝鮮及滿洲並に日本國陸軍及海軍の軍隊に依り占領せられ居る他の一切の區域に關する一切の縮尺及種類の最近版の地形學的地圖各二部地圖は、縮尺別及區域別に各別の圖案に依り之を整理すべく且之に各圖案の内容を示す圖解式索引を附すべし。日本帝國大本營及其の從屬機關の所有する右地圖の一切の追加圖葉は聯合國最高司令官より其の最後の處分に關し追て指示ある迄之を安全に保管すべし。

ロ 日本、朝鮮、支那及滿洲並に日本陸軍及海軍の軍隊に依り占領せられ居る他の一切の區域の地形測量に關聯して建設せられたる三角標及據點標の測量上の位置及記述の一切の記録各二部。

ハ 日本國軍隊が「マニラ」占領中に鹵獲したる「フリツピン」諸島に關する一切の測量資料。(「データ」)

(一) 海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設を含む一切の對外國際電氣通信施設。

(二) 北海道、本州、四國、九州、朝鮮及臺灣並に琉球諸島の主要なる地点の間を連絡する一切の長距離及幹線電氣通信施設。

ロ 本指令に包含せらるる區域内に在る一切の國際及國內電氣通信施設(海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設を含む)は現状の儘之を維持し現在人員(陸軍、海軍及非軍人をたると陸海非海軍若くは非軍人の何れたる)を問はず

ハ 情況が必要なりとする檢閲及監督の爲聯合國最高司令官の代表者の要求ある場合には前記の施設に入用することを得しむること。

ニ 政府、非軍事、空軍、海軍、陸軍の信號、通信機關の首席代表者は訓令を受くる爲呼出ありたる場合には聯合國最高司令官部通信部長の許に出頭し得る様爲さるること。

問わす一切の機雷及其他の陸路、海路及空路に依る行動に對する障害物を明瞭に標示する爲即時の手段が執らるるものとす。

十三、日本帝國大本營は一切の掃海艇が直に所定の武装解除の措置を遂行し必要なる燃料を補給し且掃海任務に利用し得る如く保存せらるることを確保するものとす。日本及朝鮮の水域に在る水中機雷は聯合國最高司令官の指定海軍代表者の指示する所に從ひ除去せらるるものとす。

十四、日本國の一切の地雷、地雷原及破壊装置、隠蔽爆發物、落下具を含む其の他の障礙物は之を安全ならしめ能ふ限り早期に之を撤去すべし。

右作業の完了迄は一切の安全通路は明瞭に之を表示し且之を開放し置くべし。

十五、日本帝國政府及日本帝國大本營は左記を確保するものとす。

イ 聯合國最高司令官の要求あるときは左記に關する

十六、日本帝國大本營は聯合國最高司令官に對し左記の情
報を提供す。報告を遲滞なく提出すべし。

イ 日本國軍隊の健康に關する詳細な記述。

ロ 日本國軍隊に依り支配せらるる野戰及固定病院の
所在地表にして各病院の位置及病床收容力を示すも
の。

十七、日本帝國政府は一切の都會自治町村及市の名稱が此
等と連結する公路の各入口の兩側及停車場歩廊に少くも
六「インチ」以上の文字を使用し英語を以て掲げ得る
ことを確保するものとす。名稱の英語への轉記は修正
「ヘボン」式（「ローマ」）に依るべし。

十八、日本帝國大本營は要求あるときは日本國軍隊に於て
使用せらるる徵集及除隊の方法に關する情報を入力し得
しむるものとす。

第三節 聯合國俘虜及非軍人被拘留者

一、イ 本指令に使用せらるる「俘虜」なる語は日本國に
依り收容せられ居る左の一切の人員を含むものと解
せらるべし

(一) 聯合諸國中の何れかの軍隊の隊員たるか若は

(二) 軍隊の所

及千九百二十一年

とれたる者
上の「ジュネバ」條

約（俘虜に關するもの）の條項に基き右條約が日
本國に依り批准せられ居らざりしも俘虜として取
扱はるる權利を有する者

(三) 聯合諸國中の何れかの商船隊の乗員たりし者
又は右商船隊に勤務したる者

(四) 「俘虜」なる語は嘗て俘虜として日本語に依
り收容せられ居りたるも日本國に於ける又は日本
國に依る雇傭の代償として俘虜たるの身分よりの
解放を承諾したる者を含まず

本指令に使用せらるる「非軍人被拘留者」なる語
は千九百三十七年七月十日現在にて抑留せられ居り
たる日本帝國の國民たらざる一切の者にして日本國
政府に依り抑留せられ軍人たるの身分を有せざるも
のを含むものと解せらるべし

ハ 本指令に使用せらるる「俘虜及非軍人被拘留收容
所」なる語は一切の收容所刑務所、船舶、宿舍、病
院其の他俘虜若は非軍人たる被拘留者の監禁若は抑
留の場所を含むものと解せらるべし

ニ 本指令に使用せらるる「收容所長」なる語は日本
國軍隊の一切の部隊、分遣隊若は他の單位部隊の指
揮將校若は其の補助者又は俘虜若は非軍人被拘留者
の收容を擔任する一般の非軍人看守長若は他の官吏
を含むものと解せらるべし

三、日本帝國政府及日本帝國大本營は聯合國最高指令官に
對し未だ提出せられ居らざる場合には四十八時間内に左
の情報を提供すべし

イ 前記一に於て定義せられたる俘虜及非軍人被拘留
者の收容所の各に付左記を示す表

- (一) 公式の名稱又は呼稱
- (二) 最も近き顯著なる地理的地點との關係的位置
- (三) 度及分に依る緯度及經度
- (四) 俘虜及非軍人被拘留者の總數（適當なる場合

に於ては總數中に含まるる女子の數を含む

(五) 最も近き鐵道停車場の地理的位置

(六) 最も近き飛行場の名稱及地理的位置各邊の長
さ並に滑走路の状態

(七) 入院を要する俘虜又は非軍人抑留者の概數
ロ 各收容所の位置が正確に記入せられ居る縮尺百萬
分の一一葉の又は數葉の記號入地圖

ハ 各收容所の位置を正確に示せる俘虜及非軍人被抑
留者の收容所の各所在區域の縮尺十萬分の一又は之
より大なる縮尺の記號入地圖

三、日本帝國政府及日本帝國大本營は本指令を受領したる
ときは利用し得る最も迅速なる方法に依り各收容所長に
對し左の訓令を發すべし

イ 一切の俘虜及非軍人被拘留者を最も早機會に集合
せしめ且左の聲明を英語及要求せらるることあるべ
き他の言語にて讀むこと。

一 日本國の聯合國に對する正式の降伏は千九百四十
五年九月二日署名せられたり陸軍大將「ダグラス、

十六、日本帝國大本營は聯合國最高司令官に對し左記の情報を提供する報告を遲滞なく提出すべし。

イ 日本國軍隊の健康に關する詳細な記述。
ロ 日本國軍隊に依り支配せらるる野戰及固定病院の所在地表にして各病院の位置及病床收容力を示すもの。

十七、日本帝國政府は一切の都會自治町村及市の名稱が此等を連結する公路の各入口の兩側及停車場歩廊に少くとも六「インチ」以上の文字を使用し英語を以て掲げ得ることを確保するものとす。名稱の英語への轉記は修正「ハヤシ」式(「ローイ」)に依るべし。

十八、日本帝國大本營は要求あるときは日本國軍隊に於て使用せらるる徵集及除隊の方法に關する情報を入手し得しむるものとす。

第三節 聯合國俘虜及非軍人被抑留者

一、イ 本指令に使用せらるる「俘虜」なる語は日本國に依り收容せられ居る左の一切の人員を含むものと解せらるべし。

(一) 聯合國諸國中の何れかの軍隊の隊員たるが若は

所」なる語は一切の收容所刑務所、船舶、宿舎、病院其の他俘虜若は非軍人たる被抑留者の監禁若は抑留の場所を含むものと解せらるべし。

ニ 本指令に使用せらるる「收容所長」なる語は日本國軍隊の一切の部隊、分遣隊若は他の單位部隊の指揮將校若は其の補助者又は俘虜若は非軍人被抑留者の收容を擔任する一般の非軍人看守長若は他の官吏を含むものと解せらるべし。

二、日本帝國政府及日本帝國大本營は聯合國最高司令官に對し未だ提出せられ居らざる場合には四十八時間内に左の情報を提供すべし

イ 前記一に於て定義せられたる俘虜及非軍人被抑留者の收容所の各に付左記を示す表

- (一) 公式の名稱又は呼稱
- (二) 最も近き顯著なる地理的地點との關係的位置
- (三) 度及分に依る緯度及經度
- (四) 俘虜及非軍人被抑留者の總數(適當なる場合)

隊員たりし者又は右軍隊に隨行し若は勤務する者
(二) 聯合國諸國の爲に勤務中日本國の占領せる國の軍隊の隊員として日本人に依り逮捕せられたる者及千九百二十九年七月二十七日の「ジュネブ」條約(俘虜に關するもの)の條項に基き右條約が日本國に依り批准せられ居らざりしも俘虜として取扱はるる權利を有する者

(三) 聯合國諸國中の何れかの商船隊の乗員たりし者又は右商船隊に勤務したる者

(四) 「俘虜」なる語は嘗て俘虜として日本語に依り收容せられ居りたるも日本國に於ける又は日本國に依る雇傭の代價として俘虜たるの身分よりの解放を承諾したる者を含ます

本指令に使用せらるる「非軍人被抑留者」なる語は千九百三十七年七月十日現在にて抑留せられ居りたる日本帝國の國民たらざる一切の者にして日本國政府に依り抑留せられ軍人たるの身分を有せざるもを含む捕虜と解せらるるべし。

(五) 最も近き鐵道停車場の地理的位置
(六) 最も近き飛行場の名稱及地理的位置各邊の長さ並に滑走路の状態

(七) 入院を要する俘虜又は非軍人抑留者の總數
各收容所の位置が正確に記入せられ居る縮尺百萬分の一葉の又は數葉の記號入地圖

各收容所の位置を正確に示せる俘虜及非軍人被抑留者の收容所の各所在區域の縮尺十萬分の一又は之より大なる縮尺の記號入地圖

三、日本帝國政府及日本帝國大本營は本指令を受領したるときは利用し得る最も迅速なる方法に依り各收容所長に對し左の訓令を發すべし

イ 一切の俘虜及非軍人被抑留者を最も早機會に集合せしめ且左の聲明を英語及要求せらるることとせべき他の言語にて讀むこと。

日本國の聯合國に對する正式の降伏は千九百四十五年九月二日署名せられたり陸軍大將「ダクス」

「マツカーサ」は聯合國最高司令官に任命せられたり聯合國の軍隊は能ふ限り速に日本本土及朝鮮の占領を進めつゝあり聯合國の俘虜及非軍人被抑留者の救出及奪回は能ふ限り速に完遂せらるるものとす。

聯合國代表者の到着に至る迄本收容所並に其の設備貯品記録武器及彈藥に關する指揮は首度俘虜又は指定せられたる非軍人被抑留者に引渡さるべく此等の者は爾後補給及管理の義務の維持並に地方の状態の改善の爲收容所長に對し訓令を與ふるものとす。收容所長は首席俘虜又は指令せられたる非軍人被抑留者に對し其の指揮を現状の儘維持することに付責に任するものとす。

聯合國代表者は諸君の移轉及諸君の家庭への結局の歸還を準備する爲本收容所に能ふ限り速に派遣せらるるものとす」

後に明示せらるる職務の遂行上日本國の收容所官吏が使用する爲首席俘虜又は非軍人被抑留者に依り

指定せらるべき物件を除き收容所の完全なる支配を一切の設備貯品管理上の及他の記録武器並に彈藥と共に首席俘虜又は非軍人被抑留者に引渡すこと。
 左記を確保する爲首席俘虜又は指定せられたる非軍人被抑留者の監督の下に地方的に入手し得る政府又は軍の貯品の徵發を含め必要なる管理及補給の業務を遂行すること。

- (1) 日本國の軍隊又は非軍人人員が地方的に入手し得る最高の割合に相當する一日の給食量
- (2) 届け限りの最善の醫療及一切の必要なる醫療用補給品
- (3) 充分なる住居被服及沐浴施設

本指令は收容所の近隣に於て入手し得る政府又は軍の需品にして本指令に明記せらるる責任の完遂の爲に要するものを徵發する爲の權限を構成するものとす。

收容所組織の現状の儘に維持し且首席俘虜又は非軍人被抑留者に對し一切の收容所職員、收容所の管

理記録勤務順序表並に收容所に在り又は在りたる各俘虜及非軍人被抑留者、移送入院及死亡の記録に關し説明すること。

地方的に聯合國代表者に依り指示せらるることあるべき俘虜及非軍人被抑留者の移動の爲輸送手段及需品を補給し又は地方の政府若は軍の方面より之を徵發し且行政的の手配を完成する様準備すること。

首席俘虜又は非軍人被抑留者の監督の下に左の情報を作成し日本帝國大本營を通じ之を聯合國最高司令官に送付すること。

(一) 俘虜及非軍人被抑留者の一切の現在員の姓名階級又は地位國籍最近親本國の名宛先年齢性及健康狀況を示完全なる表

(二) 死亡したる若は移送せられたる俘虜又は非軍人被抑留者に關し姓名、階級又は地位國籍最近親本國宛先、死亡又は移送の日及目的地又は死亡せる者に付ては埋葬場所を示せる入手し得る記録よりの抜萃

四、日本帝國大本營は前記三に明記せらるる訓令に對する回答として收容所長に依り提出せられたる一切の情報を遅滞なく聯合國最高司令官に傳達すべし

第四部 資源

一、總則

日本帝國政府は聯合國最高司令官の委任を受けたる代表者又は各自の區域に於ける占領軍指揮官の指示する所に従ひ聯合國占領軍の使用のため必要なる一切の地方的資源を聯合國占領軍の處分に委すべし

二、統制

日本帝國政府は一ノ中央機關及主要占領區域の各に必要なる下級機關を設置するものとす。右機關の主要なる職務は占領軍の爲に必要な區域及施設に關する情報を提供し且右區域及施設の爲の要求を受理するに在るものとす。

三、石油

聯合國占領軍に對し必要とする石油製品貯藏所及配給施設を入手し得る限り供給する爲準備が爲さるるものとす。

00122

とす。明細なる要求は後日提出せらるゝものとす。

四、勞務

イ、勞務の供給

日本帝國政府は主要占領區域の各に設置せらるる中央政府機關を通じ聯合國最高司令官又は各自の區域に於ける占領軍指揮官に依り指示せらるる量、訓練度及熱練度の勞務を右の如く指示せられたる期日及場所に於て提供するものとす。

勞務を供給する機關は統制及生産の最高能率を確保する爲建設隊及沖仲仕組の如き勞務者群の完備を能ふ限り保持するものとす。

ロ、所要勞務

日本帝國政府に依り占領軍に提供せらるゝ所要勞務は左記を含むものとす。

- (一) 一般勞務
- (二) 技術的勞務及半熟練勞務
- (三) 荷揚及貨物處理
- (四) 道路、鐵道、船渠及他の施設の修理

五、住居

(五) 聯合國占領軍の爲の住居及關聯施設の建設
日本帝國政府は占領軍に對し其の爲に適當し且其の要求する一切の建築物を提供する準備を爲すものとす。右要求は次の一般的種類即ち事務所用建築物、病院、宿舍、倉庫及貯藏所店舗運輸及通信の施設を含むものとす。明細なる要求は後日提出せらるるものとす建築物は能ふ限り耐火建築にして水道下水處理施設電氣暖房裝置を設備せられ且如何なる天候に於ても使用し得る道路に接するものたるべきものとす。

六、飛行場

特定の飛行場は必要に應じ之を占領軍に利用し得しむるものとす滑走路、航空機分散區域及前庭は之より日本國航空機を除去するものとし又滑走路は必要あるときは最小限五千「フイート」の長さを有する最大の堅面著陸區域となる様改良せらるゝものとす乗客及貨物發着所保全運航及通信の施設は各飛行場に於て之を利用し得るものとす。一切の日本國航空機裝置は追て訓

令ある迄保護せらるるものとす。使用可能なる一切の種類ノ運轉用及保全用裝置及各施設の完全なる目録は之を種類別及區域別に作成し要求あるとき聯合軍代表者に提示するものとす。

第五部 雜則

一、日本國大本營は裝置及操作員を有する完全なる無線電送寫眞及普通寫眞實驗所を聯合國最高司令部通信部長をして東京區域に於て直に利用し得しむるものとす。

二、日本國大本營の適當なる代表者は利用し得る攝影員裝置處理濟及未處理の「フィルム」竝に空中及地上寫眞用「フィルム」及印畫紙の閱覽室に關する充分なる情報を携へ四十八時間以内に聯合國最高司令官司令部通信部長の許に出頭するものとす。此等は爾後要求に應じ之を利用し得しむるものとす。

三、氣象情報の蒐集頒布及記録に従事する非軍事及軍事の一切の機關は追て訓令ある迄平常の作業を繼續するものとす。一切の氣象資料(「データ」)(の綴込及一切の裝置は現狀の儘保存せらるるものとす。一切の測候施設

に付國際索引番號地理的位置及種類(豫報、調査、中央又は觀測)を示す。位置表は之を遅滞なく聯合國最高司令官に提出するものとす。

四、日本帝國政府は聯合國最高司令官司令部軍醫長に對し遅滞なく左の情報を提供すべし

イ、主要なる職員機關及施設の表を附したる施行中の公衆衛生措置の網羅的記述

ロ、流行中の傳染病の性質、發生場所及重大性(施行中の防遏措置を含む)

ハ、藥品、醫藥及他の衛生用品最近報告せられたる狀況

ニ、一切の非軍用病院、療養所及他の醫療施設に付位置及病床收容力を示す表

五、日本語以外の言語に依る一般に對する情報の爲の音聲放送は直に中止せらるゝものとす。

聯合國最高指揮官の命に依り
參謀長合衆國陸軍中將

アール、ケー。サザランド

19100

00122

19100

指令第二號、附屬書「乙」

一、左記附屬書「乙」は茲に指令第二號に附屬せしめられ右指令と同一の效力を有し且其の一部と爲るべし。

二、「グアム」島に司令部を有する合衆國太平洋艦隊最高司令官は指令第二號第二部(一)の意義に於ける聯合國最高司令官の海軍代表者に指名せられたり合衆國太平洋艦隊最高司令官を代表する海軍連絡團は聯合國最高司令官司令部内に設置せられ該連絡團の先任將校は日本帝國海軍軍令部隊長及代表考との地方的且個人的連絡に當るものとす。

三、日本帝國大本營は日本帝國陸軍に付指令第二號第一部一に掲げらるゝ所と對應する如く日本國に於ける日本帝國海軍組織の境界を遲滞なく調整するものとす。日本帝國大本營は斯く指定せられたる區域の海軍指揮官に對し右區域内に在る日本帝國陸軍司令部の先任指揮官が合衆國第六軍及第八軍の指揮將官に連絡することを命ぜられ居る如く合衆國第三艦隊及第五艦隊指揮官に連絡することを命ずるものとす。

合衆國第十軍區域及合衆國第二十四軍團區域と對應する日本國陸軍區域に於ては其の日本國海軍指揮官は夫々合衆國第五艦隊及第七艦隊の指揮官に連絡するものとす。合衆國第三艦隊、第五艦隊及第七艦隊の指揮官は指令第二號第二部五(二)の意表に於ける聯合國最高司令官の海軍代表者と看做さる。

四、一切の日本國商船にして總噸數百噸を越ゆるもの行動は聯合國最高司令官の監督を受くるものとす。日本帝國政府及日本帝國大本營は全員乗組みたる右船舶を其の行動の指揮及監督に任ずる合衆國太平洋艦隊最高司令官(又は其の指名する代表考)に報告するものとす。

五、指令第二號第一部(三)及五並に第二部六に用ひられたる「占領軍指揮官」なる語は海軍占領軍並に海軍部隊の武装解除及復員に關しては各自の責任區域に於ける合衆國第三艦隊第五艦隊及第七艦隊の指揮官を含むものとす。

聯合國最高司令官司令部

指令第三號 千九百四十五年九月二十二日

一、總則 日本帝國政府は茲に本指令に掲ぐる聯合國最高司令官の要求に付場合に應じ自ら之に従ひ又は之に應ぜしむる様保證することを指令せらる。

二、經濟統制

- (イ) 日本帝國政府は賃銀及主要商品の價格に付確固たる統制を設定し及維持すべき責任を負ふ。
- (ロ) 日本帝國政府は供給不足の不要商品の公正なる分配を保證する爲此等の商品の嚴重なる割當を設定し及維持すべき責任を負ふ。

(ハ) 日本帝國政府は最高司令官に對し本指令接受後十日以内に(イ)及(ロ)に掲げられたる目的を有する現存經濟統制機構及手續に關する一切の詳細を報告すべし右報告には賃銀表及供給不足の主要商品の割當量に關する資料を含めしむべし右の如き經濟統制措置方現に如何に運用せられつつありや而して若し何等不十分の點ありとせば其の理由如何に關する陳述を含めしむべし。

三、生産

(イ) 日本帝國政府は工業、農業及漁業生産品を含む一切

の主要消費者商品並に右の如き主要消費者貨物の生産に必要な商品を直に最大限度迄生産する様刺戟し及獎勵すべし原料、燃料、施設及労働の割當に當りては住民の食衣及住に必要な商品の生産に優先順位與へらるべし。

從前下記四により禁止せらるる品目の生産に従事し居りたる工場を主要消費者商品の生産に轉換せしむるの要を認むる場合に於ては日本帝國政府は各當該工場に付個別的に轉換の願書を提出すべし。

四、禁止品目

次の種類の品目の生産は許可せられず。

- (イ) 武器、彈藥又は戰爭用具
- 必要と認らるる工業用爆藥の使用又は製造に付きては其の必要缺くべからざること及其の分配及使用の統制方法に關する完全なる説明資料を附して願書を提出すべし。

(ロ) 武器、彈藥又は戰爭用具の生産に使用する爲に特に設計し又は生産せらるる部分品、組成品又は成分。

- (イ) 戦闘用海軍艦艇。
- (ロ) 民間用として設計せられたるものを含み一切の型式の航空機。
- (ハ) 一切の型式の航空機の生産に使用する爲特に設計し又は生産せらるる部分品組成品及材料。

五、日本帝國政府は點檢竝に本司令部に依り指示せらるべき處分を受くる爲本司令の四、ニ掲げられたる品目の何れか又は左に掲ぐる品目の何れかを製造し居りたる日本帝國政府又は私有工業會社竝に商會及研究團體の工場、設備特許及其他の財産竝に一切の書籍記録及文書を良好なる状態に於て保存し及維持すべし。

- (イ) 鐵及銅
- (ロ) 化學製品
- (ハ) 非鐵材料
- (ニ) アルミニウム
- (ホ) マグネシウム
- (ヘ) 合成護膜
- (ト) 人造石油

- (イ) 工作機械
- (ロ) 「ラジオ」及電氣器具
- (ハ) 自動車類
- (ニ) 商 船

(イ) 重量機械及其の重要部品
日本戰争努力に貢獻し又は日本經濟に必須なりし會社、組合又は「カルテル」に付ても右に同じ。

六、商品目録及記録要求

日本帝國政府は出來得る限り速に本司令部に對し本指令四及五に掲げられ居る生産物を現に生産し居り又は生産せんとし居る主なる工場の商品目録を提出すべし。
右商品目録は工場の場合附屬品及能力並に熟練手持高、原料完成品及製造過程にある商品を具体的に示す詳細なる報告を含むべし。

七、輸入及輸出本司令部の事前の承認なき限り日本より又は日本への如何なる製品、商品の輸出入をも許可せず

八、(イ) 日本帝國政府は一切の實驗所、研究所並に同種の科學及技術機關に付左記情報を含む報告書を提出す

べし。

- (1) 名稱
- (2) 位置
- (3) 所有者
- (4) 施設の説明
- (5) 使用人數
- (6) 現在此等の機關に依り研究せられ居る一切の企畫及一九四〇年以降研究せられたる企畫に關する詳細なる表

(イ) 日本帝國政府は此等機關に對し正當なる權限を有する聯合軍代表の視察に常に應ずるズル様指令すべし。

(ロ) 日本帝國政府は此等機關に對し毎月一日現在を以て前月中に當該機關の施設及所屬員が其の爲に使用せられたる諸企畫及其の業績を詳細に陳述せる報告書を中央連絡事務局を通じて本司令部に提出する様指令すべし。

(ニ) 日本帝國政府は「ウラニウム」より「ウラニウム」

二三五の大量分離を來さしむるか又は如何なる他の電液活動上の不安定要素の大量分離をも來さしむることを目的とする一切の研究又は實驗作業を禁止すべし。

九、本指令に於て要請せらるる一切の報告書は英語を以て縦十一寸横八寸半の白紙に「タイプ」したるもの五部提出せらるべし。

參謀總長

米國陸軍中尉 「アル、ケイ、サザランド」

關係 係官 「ハロルド、フエヤ」署名

(米國陸軍副官 「ビー、エム、フィッチ」

代將に代り)